

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月28日
【会社名】	株式会社永谷園ホールディングス
【英訳名】	NAGATANIEN HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永谷 泰次郎
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋二丁目36番1号
【電話番号】	03-3432-3105（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部総務部長 富田 秀和
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋二丁目36番1号
【電話番号】	03-3432-3105（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部総務部長 富田 秀和
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【提出理由】

当社は、2025年2月26日付の取締役会において、当社とエムキャップ十二号株式会社（以下「エムキャップ十二号」といいます。）との間の、エムキャップ十二号を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、同日付で本合併に係る合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### （1）本合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	エムキャップ十二号株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
代表者の氏名	代表取締役 市原 康隆
資本金の額	500円（2024年4月23日設立日現在）
純資産の額	500円（2024年4月23日設立日現在）
総資産の額	500円（2024年4月23日設立日現在）
事業の内容	1. 経営コンサルティング業 2. 有価証券の取得、保有、運用、管理及び売 3. 前各号に附帯関連する一切の事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益  
本合併の相手会社であるエムキャップ十二号は、2024年4月23日に設立されており、終了した事業年度はございません。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
エムキャップ十三号投資事業有限責任組合	45.76
エムキャップ十二号株式会社	21.48
永谷 栄一郎	12.03
永谷 泰次郎	12.03
合同会社永谷アセットカンパニー	5.16

（注1）2025年2月26日現在の大株主の情報を記載しております。

（注2）小数点第3位以下は四捨五入しています。

当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	エムキャップ十二号は、当社の発行済株式総数の21.48%を所有しております。
人的関係	該当事項はありません
取引関係	該当事項はありません

### （2）本合併の目的

当社は、2024年6月3日開催の取締役会において、エムキャップ十二号による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。その後、エムキャップ十二号は、2024年6月4日から2024年7月16日まで行った本公開買付けにより、2024年7月23日の本公開買付けの決済の開始日をもってエムキャップ十二号が当社の親会社及び主要株主である筆頭株主となりました。かかる本公開買付けの結果を踏まえ、2024年9月10日開催の当社臨時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決され、当社株式は東京証券取引所市場の上場廃止基準に該当することとなり、2024年9月10日から2024年9月26日までの間、整理銘柄に指定された後、2024年9月27日をもって上場廃止となりました。

そして、今回、本公開買付けを含む一連の取引の一環として、当社は、2025年2月26日付の取締役会において本合併を行うことを決議し、同日付で本合併契約を締結いたしました。

### （3）本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本合併契約の内容

本合併の方法

エムキャップ十二号を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により行います。

本合併に係る割当ての内容

本合併に際して、本合併の効力が生ずる時点の直前時における当社の唯一の普通株主（エムキャップ十二号を除きます。）である三菱商事株式会社に対して、エムキャップ十二号の普通株式881,778株を合併対価として交付します。

その他の本合併契約の内容

末尾の「本合併契約」のとおりであります。

## (4) 本合併に係る割当ての内容の算定根拠

上記合併対価の算定に当たっては、エムキャップ十二号及び当社の発行済株式総数等を踏まえ、両社において協議した上で合意したものです。

## (5) 本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社永谷園ホールディングス(注1)
本店の所在地	東京都港区西新橋二丁目36番1号(注2)
代表者の氏名	永谷 泰次郎(注3)
資本金	300,000,500円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株式の保有、売買並びにその他の投資事業</li> <li>2. 投資会社の経営管理</li> <li>3. 飲食料品の製造、包装及び販売</li> <li>4. 飲食料品の加工</li> <li>5. 飲食店の経営</li> <li>6. 飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導業務</li> <li>7. フランチャイズチェーン店舗の設備及び内装工事の設計、工事監理並びに器具及び備品の販売</li> <li>8. 経営コンサルタント業</li> <li>9. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理</li> <li>10. 総合リース業及びこの仲介斡旋に関する事業</li> <li>11. 損害保険代理店業務及び生命保険の募集に関する業務</li> <li>12. 品・サービスの販売促進施策に関する支援業務</li> <li>13. 総務、人事・給与及び福利厚生業務の受託</li> <li>14. 一般労働者派遣事業</li> <li>15. 農畜産業</li> <li>16. 農畜水産物の生産、処理、加工及び販売</li> <li>17. 油脂の生産、加工及び販売</li> <li>18. 雑貨類の販売</li> <li>19. 知的財産権の取得、維持、管理、利用等の許諾及び譲渡</li> <li>20. 前各号に附帯又は関連する一切の事業</li> <li>21. 前各号に関する研究、開発、調査の受託</li> <li>22. 前各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むこと</li> </ol>

(注1) エムキャップ十二号は、2025年3月31日付で商号を「株式会社永谷園ホールディングス」に変更する予定です。

(注2) エムキャップ十二号は、2025年3月31日付で住所を東京都港区西新橋二丁目36番1号に変更する予定です。

(注3) 永谷泰次郎は、2025年3月31日付けでエムキャップ十二号の代表取締役役に就任する予定です。

以上

本合併契約

## 吸収合併契約書

エムキャップ十二号株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社永谷園ホールディングス（以下「乙」という。）は、2025年2月26日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（本吸収合併）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。

### 第2条（吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所）

1. 甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：エムキャップ十二号株式会社  
住所：東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社永谷園ホールディングス  
住所：東京都港区西新橋二丁目36番1号

2. 甲及び乙は、本効力発生日（第5条に定義される。）において、甲の商号が「株式会社永谷園ホールディングス」に、住所が「東京都港区西新橋二丁目36番1号」に変更される予定であることを確認する。

### 第3条（本吸収合併に際して交付する金銭等に関する事項）

甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時における乙の唯一の普通株主（甲を除く。）である三菱商事株式会社に対して、その有する乙の株式に代わる金銭等として、甲の普通株式881,778株を交付する。

### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本吸収合併により甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しないものとする。

### 第5条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年3月31日とする。ただし、本吸収合併の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙間で協議の上、合意によりこれを変更することができる。

### 第6条（停止条件）

本吸収合併の効力は、以下の各号に定める事項の効力が生ずることを条件として、生じるものとする。

(1) 甲に関する事項

エムキャップ十三号投資事業有限責任組合からの普通株式2,100,000株の自己株式取得

(2) 乙に関する事項

普通株式1株を6,463,493,800株とする株式分割  
三菱商事株式会社からの普通株式5,581,716,022株の自己株式取得

### 第7条（株主総会の承認等）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ、適法な機関における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

### 第8条（事業の運営等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間、通常の業務の範囲内で、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。

### 第9条（本吸収合併の条件変更及び中止）

本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、書面をもって本吸収合併の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本吸収合併を中止することができる。

### 第10条（準拠法及び管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。  
2. 甲及び乙は、本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

### 第11条（協議）

本契約に定めのない事項その他本吸収合併に関し必要な事項は、本吸収合併の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議し、合意の上、決定するものとする。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年2月26日

甲 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号  
エムキャップ十二号株式会社  
代表取締役 市原 康隆

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年2月26日

乙 東京都港区西新橋二丁目36番1号  
株式会社永谷園ホールディングス  
代表取締役 永谷 泰次郎